

Ⅱ

個人にかかる税制 改正のポイント

1 個人所得課税の見直し

様々な形で働く人をあまねく応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除を縮小する一方で、基礎控除を拡大する等の見直しが行われました。

これにより、総じて、年収850万円超の給与所得者や高収入の年金受給者は増税となり、自営業者やフリーで働く人は税負担が軽減されます。ただし、子育て世帯や介護世帯には負担増が生じないような措置が講じられました。

(1) 給与所得控除等 (所法28、57の2、別表2～5)

① 給与所得控除について、次の見直しが行われました。

イ	控除額を一律10万円引き下げる。
ロ	給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円に引き下げる。

② 上記①の見直しの結果、給与所得控除額は次のとおりとなりました。

(速算表)

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%	その収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	その収入金額×30%＋18万円	その収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20%＋54万円	その収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10%＋120万円	その収入金額×10%＋110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円（上限）
1,000万円超	220万円（上限）	

なお、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合などについては、給与所得控除の引下げによる負担増を調整する措置が講じられました（「**④ 所得金額調整控除**」参照）。

③ 特定支出控除について、次の見直しが行われました。

イ	特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを加える。
ロ	特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、1月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額を加える。

④ 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置が講じられました。

(2) 公的年金等控除 (所法35)

① 公的年金等控除について、次の見直しが行われました。

イ	控除額を一律10万円引き下げる。	
ロ	公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限を設ける。	
ハ	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額	上記イ及びロの見直し後の控除額から一律10万円引き下げる
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額	上記イ及びロの見直し後の控除額から一律20万円引き下げる

② 上記①の見直しの結果、公的年金等控除額は次のとおりとなりました。

(措法41の15の3)

次の(イ)+(ロ)の合計額（その合計額が(ハ)の最低保障額に満たない場合には、(ハ)の最低保障額）

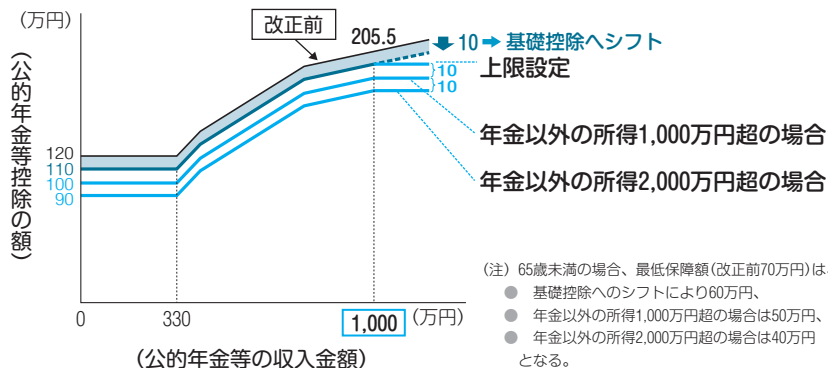
改 正 前		改 正 後			
(イ) 定額控除	50万円	①(※)	40万円		
		②(※)	30万円		
		③(※)	20万円		
(ロ) 定率控除	50万円控除後の 公的年金等の収入金額(A)	定率控除額			
	360万円以下の場合	(A) × 25%			
	360万円を超え 720万円以下の場合	90万円 + (A - 360万円) × 15%			
	720万円を超える場合	144万円 + (A - 720万円) × 5%			
	改正後は(A)が950万円超の場合は、155.5万円が控除額の上限となる				
(ハ) 最低保障額	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	
	70万円	120万円	①(※)	60万円	110万円
			②(※)	50万円	100万円
		③(※)	40万円	90万円	

(※) ①…(B) ≤ 1,000万円の場合、②…1,000万円 < (B) ≤ 2,000万円の場合、③2,000万円 < (B)の場合。

(B) = 公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額

見直しのイメージ図

(65歳以上の場合)



(財務省資料より)

(3) 基礎控除 (所法86、190、195の3、地法34、314の2)

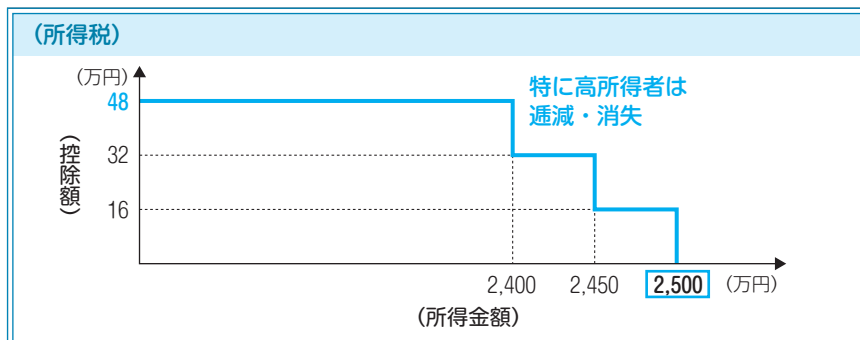
- ① 基礎控除について、次の見直しが行われました。また、特に高額所得者に限り、基礎控除が逡減・消失する仕組みになりました(住民税も同様)。

イ	控除額を一律10万円引き上げる。
ロ	合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできない(消失する)こととする。

- ② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなりました(かつて内は住民税所得割の基礎控除)。

個人の合計所得金額		改正前	改正後
イ	2,400万円以下	38万円 (33万円)	48万円 (43万円)
ロ	2,400万円超 2,450万円以下		32万円 (29万円)
ハ	2,450万円超 2,500万円以下		16万円 (15万円)
ニ	2,500万円超		適用なし

見直しのイメージ図



(財務省資料より)

- ③ 上記①の見直しに伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置が講じられました（**基礎控除申告書**）。

- ④ 前年の合計所得金額が2,500万円を超える個人住民税所得割の納税義務者については、住民税の調整控除（注）（地方税法第37条及び第314条の6）を適用しないこととする等の所要の措置が講じられました。

（注）**住民税の調整控除**…平成19年に三位一体改革の一環として実施された税源移譲により、所得税（国税）の税率は下がり、住民税（地方税）の税率は上がりました。税源の移譲なので、トータルの税負担（税率）は基本的には同じです。

ただし、所得税と住民税では、人的控除に差があるため、同じ所得金額でも所得税控除後の課税所得金額は住民税のほうが大きくなり、税率が同じであっても住民税のほうが税額が多くなり、トータルの税負担は増えることになります。その負担増を調整するために設けられたのが住民税の「調整控除」です。

④ 所得金額調整控除（新設）（措法41の3の3、41の3の4）

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者は、給与所得控除が10万円以上引き下げられることになりましたが（上記①）、子育て世帯や介護世帯には負担増が生じないような措置が講じられました（①）。

また、給与所得控除額及び公的年金等控除額は、それぞれ10万円減少するので、これら二つの所得を有する人は、控除額はトータルで10万円の減少となるように調整されました（②）。

① 子育て世帯・介護世帯への配慮

対 象 者	その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者
総所得金額の計算において調整される場合	(a) 対象者が特別障害者に該当する場合 (b) 対象者が23歳未満の扶養親族を有する場合 (c) 対象者が特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合
調 整 額	次の金額（0～15万円）を給与所得の金額から控除 $\left[\begin{array}{l} \text{給与等の収入金額} \\ \text{その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円} \end{array} - 850\text{万円} \right] \times 10\%$

② 給与所得控除と公的年金等控除の調整

対 象 者	給与所得控除後の給与等の金額（注1）と公的年金等に係る雑所得の金額（注2）がある居住者 （注1）その年の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額 （注2）公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
調整される場合	対象者のうち給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合
調 整 額	次の金額（0～10万円）を給与所得の金額から控除 $\left[\begin{array}{l} \text{給与所得控除後の給与等の金額} \\ \text{給与所得控除後の給与等の金額が10万円を超える場合には、10万円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{公的年金等に係る雑所得の金額} \\ \text{公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合には、10万円} \end{array} \right] - 10\text{万円}$

上記①の所得金額調整控除は、年末調整において、適用できることとされました。

公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、上記②の所得金額調整控除を給与所得の金額から控除する等の所要の措置が講じられました。

(5) 青色申告特別控除（措法25の2）

個人事業主について、電子申告等を促す措置が講じられました。

- ① 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額が55万円（改正前：65万円）に引き下げられました。
- ② 上記①にかかわらず、上記①の取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額が65万円とされました。

イ	その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
ロ	その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。

まとめ

青色申告の特別控除額（正規の簿記の原則）

改正前	改正後
65万円	55万円 （ただし②のイ又はロの条件を満たせば65万円）

実務上のポイント

- ◎ 「10万円の青色申告特別控除」については、改正はありません。

(5)の改正は、平成32年分（2020年分）以後の所得税及び平成33年度分（2021年度分）以後の個人住民税について適用されます。

平成32年分（2020年分）の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳の備付けを開始する日に、これらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存に係る承認を受けていない場合において、同年中の日であってその承認を受けてこれらの帳簿の電磁的記録による備付けを開始する日から同年12月31日までの間におけるこれらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存を行っているときは、同年分の65万円の青色申告特別控除の適用における上記(5)②イの要件を満たすこととする等の所要の措置が講じられました（改所法等附70）。

(6) 上記(1)から(5)までの見直しに伴う所要の措置

扶養親族等が給与所得者の場合、扶養控除等の適用に影響が出ないように、給与所得控除の引下げ等に応じて、扶養親族等の合計所得金額要件が引き上げられる等の措置が講じられました。

		改正前	改正後
①	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 (所法2、地法23、292)	38万円以下	48万円以下
②	源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件 (所法2)	85万円以下	95万円以下
③	配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件 (所法83の2、地法34、314の2)	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下 〔その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分が、それぞれ10万円引き上げられます。〕
④	勤労学生の合計所得金額要件 (所法2、地法34)	65万円以下	75万円以下

		改 正 前	改 正 後
⑤	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額 (措法27)	65万円	55万円
⑥	障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の合計所得金額要件 (地法24の5、295)	125万円以下	135万円以下
⑦	寡婦（寡夫）に該当するかどうかの判定におけるその者と生計を一にする子及び雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等の要件 (所令11、11の2、205、地令7の2、7の3、7の13、46の2、46の2の2、48の6)	基礎控除の額に相当する金額（38万円）以下	48万円以下

			改 正 前	改 正 後
⑧	個人住民税均等割の非課税基準(注) (合計所得金額) (地法295、地令47の3)	同一生計配偶者及び扶養親族がない場合	35万円以下	35万円+10万円以下
		同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合	35万円×本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+21万円以下	35万円×本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+21万円+10万円以下

			改正前	改正後
⑨	個人住民税所得割の非課税基準 (総所得金額等の合計額) (地法附3の3)	同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合	35万円以下	35万円+10万円以下
		同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合	35万円×本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+32万円以下	35万円×本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+32万円+10万円以下

(注) 上記⑧の「35万円」と「21万円」は、その地域の生活保護基準の級地区分に応じて、「1.0」、「0.9」、「0.8」を乗じた金額とされています（地規9の3）。

(7) 適用関係 (改所法等附1六イ、同ホ、72、79、80、81、改地法等附1九、5他)

上記(1)から(6)までの改正は、平成32年分（2020年分）以後の所得税及び平成33年度分（2021年度分）以後の個人住民税について適用されます。

2 年末調整手続の電子化等

(1) 年末調整手続の電子化 (所法198、措法41の2の2、41の3の2)

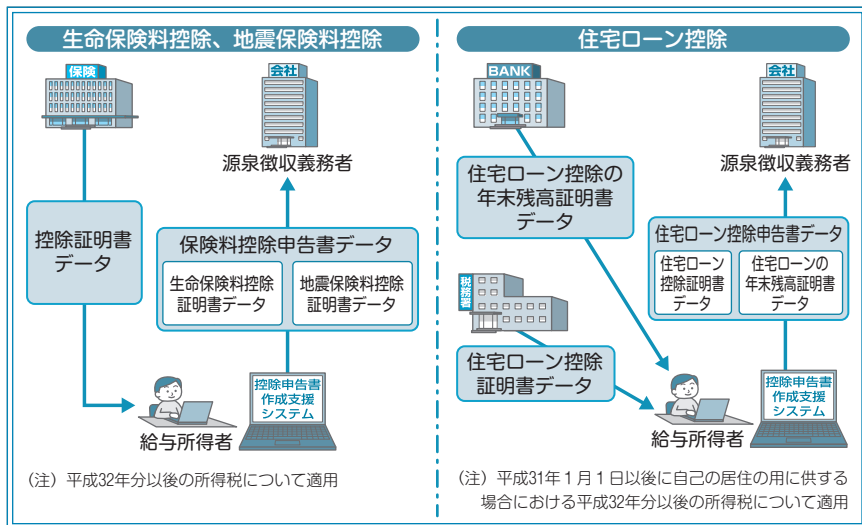
源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便性を向上させる観点から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン控除）に係る年末調整手続について、申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提出を可能とする措置が講じられました。

適用関係

上記の改正は、平成32年（2020年）10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書、住宅ローン控除申告書について適用されます。

なお、住民税についても、国税の取扱いに準じて所要の措置が講じられ、平成33年度分（2021年度分）以後の個人住民税について適用されます。（改所法等附1八、16、78）

年末調整手順の電子化の概要



(財務省資料より)

(2) 支払調書等の電子情報処理組織（e-Tax）又は光ディスク等による提出義務制度の見直し（所法228の4、措法42の2の2他）

本制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数が100枚以上（改正前：1,000枚以上）に引き下げられました。

適用関係

(2)の改正は、平成33年（2021年）1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用されます。（改所法等附1九イ、同八、18、85他）

(3) 特徴決定通知書への番号不記載（地法321の4）

給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、その通知に記載すべき事項を電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により提供する場合には、マイナンバーの記載を行い、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととされました。

適用関係

上記(3)の改正は、平成30年度分（2018年度分）以後の個人住民税について適用されます。（改地法等附1）